

## 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則 の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

申請書等の様式の寸法の定着状況を踏まえ、関係規則の規定を整備する必要がある。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

### 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

申請書等の様式の寸法の定着状況を踏まえ、関係規則の規定を整備する必要がある。

### 3 内容

#### (1) 博物館の登録に関する規則等の一部改正【第1条】

次の4規則について、様式の寸法の規定を削る。

ア 博物館の登録に関する規則（別記第1号様式 - 別記第4号様式関係）

イ 社会教育主事資格認定規則（別記第1号様式 - 別記第3号様式関係）

ウ 熊本武道館条例施行規則（別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式 - 別記第7号様式関係）

エ 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（別記第2号様式 - 別記第12号様式関係）

#### (2) 藤崎台県営野球場使用規則の一部改正【第2条】

ア 様式の寸法の規定を削る。（別記第1号様式 - 別記第5号様式関係）

イ その他所要の規定の整理を行う。

#### (3) 熊本県立美術館の美術品等取扱規則の一部改正【第3条】

ア 様式の寸法の規定を削る。（別記第11号様式関係）

イ その他所要の規定の整理を行う。（別記第1号様式 - 別記第10号様式、別記第12号様式関係）

#### (4) 熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正【第3条】

次の2規則について、様式の寸法の規定を削る。

ア 熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（別記第1号様式 - 別記第13号の2様式関係）

イ 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（別記第2号様式 - 別記第15号の2様式関係）

#### (5) この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格A4」を削る。

(1) 博物館の登録に関する規則(昭和27年熊本県教育委員会規則第7号)別記第1号様式から別記第4号様式まで

(2) 社会教育主事資格認定規則(昭和37年熊本県教育委員会規則第13号)別記第1号様式から別記第3号様式まで

(3) 熊本武道館条例施行規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第25号)別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第7号様式まで

(4) 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和51年熊本県教育委員会規則第15号)別記第2号様式から別記第12号様式まで

(藤崎台県営野球場使用規則の一部改正)

第2条 藤崎台県営野球場使用規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「スコアボード」を「スコア・ボード」に改め、「日本工業規格A4」を削る。

別記第3号様式中「日本工業規格A4」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「スコアボード」を「スコア・ボード」に改め、「日本工業規格A4」を削る。

(熊本県立美術館の美術品等取扱規則の一部改正)

第3条 熊本県立美術館の美術品等取扱規則(昭和52年熊本県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「別記第1号様式」を「別記第1号様式(第7条関係)」に改める。

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式(第10条関係)」に改める。

別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第3号様式(第10条関係)」に改める。

別記第4号様式中「別記第4号様式」を「別記第4号様式(第10条関係)」に改める。

別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第5号様式(第17条関係)」に改める。

別記第6号様式中「別記第6号様式」を「別記第6号様式(第18条関係)」に改める。

別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式（第18条関係）」に改め
る。
別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式（第20条関係）」に改め
る。
別記第9号様式中「別記第9号様式」を「別記第9号様式（第20条関係）」に改め
る。
別記第10号様式（その1）中「別記第10号様式（その1）」を「別記第10号様
式その1（第20条関係）」に改める。
別記第10号様式（その2）中「別記第10号様式（その2）」を「別記第10号様
式その2（第20条関係）」に改める。
別記第11号様式中「日本工業規格A4」を削る。
別記第12号様式中「別記第12号様式」を「別記第12号様式（第21条関係）」
に改める。
（熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が
取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正）
第4条 次に掲げる規則の規定中「（日本工業規格A4）」を削る。
（1） 熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県
教育委員会規則第23号）別記第1号様式から別記第13号の2様式まで
（2） 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県
教育委員会規則第24号）別記第2号様式から別記第15号の2様式まで
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

【第1条関係】

博物館の登録に関する規則（昭和27年熊本県教育委員会規則第7号）新旧対照表

【博物館の登録に関する規則】

(III)

別記第1号様式(第2条関係)

博物館登録申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様		市町村長名 (法人又は宗教法人の代表者の氏名) 印
事 項	記 載	欄
設置者の名称		
設置者の住所 (私立博物館の場合)		
博物館の名称		
博物館の所在地		
博物館法第11条の規定により下記書類を添付し、博物館の登録を申請します。 記		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置条例の写(私立博物館にあっては当該法人の定款の写又は宗教法人の規則の写)</li> <li>2 館則の写</li> <li>3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面並びにその図面</li> <li>4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積(私立博物館にあっては収支の見積)に関する書類</li> <li>5 博物館資料の目録並びに館長の氏名、学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面</li> </ol>		

日本工業規格A4

【博物館の登録に関する規則】

(新)

別記第1号様式(第2条関係)

博物館登録申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様		市町村長名 (法人又は宗教法人の代表者の氏名) 印
事 項	記 載	欄
設置者の名称		
設置者の住所 (私立博物館の場合)		
博物館の名称		
博物館の所在地		
博物館法第11条の規定により下記書類を添付し、博物館の登録を申請します。 記		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置条例の写(私立博物館にあっては当該法人の定款の写又は宗教法人の規則の写)</li> <li>2 館則の写</li> <li>3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面並びにその図面</li> <li>4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積(私立博物館にあっては収支の見積)に関する書類</li> <li>5 博物館資料の目録並びに館長の氏名、学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面</li> </ol>		

【博物館の登録に関する規則】

(甲)

別記第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年	月日	年	月日	年	月日
	第	号				
設置者の名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

(注) 公立の博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館(一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人)の場合には設置者の名称及び住所を共に記入のこと。

日本工業規格A4

【博物館の登録に関する規則】

(新)

別記第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年	月日	年	月日	年	月日
	第	号				
設置者の名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

(注) 公立の博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館(一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人)の場合には設置者の名称及び住所を共に記入のこと。





【博物館の登録に関する規則】

(III)

別記第4号様式(第36条関係)

博物館廃止届		年 月 日
熊本県教育委員会 様		設置者名 印
博物館法第15条第1項の規定により次のとおり届け出ます。		
事 項	記 載	欄
設置者の名称		
設置者の住所 (私立博物館の場合)		
博物館の名称		
博物館の所在地		
登録記号番号		
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の処置		

日本工業規格A4

【博物館の登録に関する規則】

(新)

別記第4号様式(第6条関係)

博物館廃止届		年 月 日
熊本県教育委員会 様		設置者名 印
博物館法第15条第1項の規定により次のとおり届け出ます。		
事 項	記 載	欄
設置者の名称		
設置者の住所 (私立博物館の場合)		
博物館の名称		
博物館の所在地		
登録記号番号		
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の処置		



【第1条関係】

社会教育主事資格認定規則（昭和37年熊本県教育委員会規則第13号）新旧対照表

【社会教育主事資格認定規則】

(II)

別記第1号様式(第3条関係)

社会教育主事資格認定願

熊本県教育委員会 様

氏名 がな 年 月 日 印

現住所 年 月 日 印

社会教育主事となる資格があることを認定されるよう別紙関係書類を添えてお願いします。  
ます。

日本工業規格A4

【社会教育主事資格認定規則】

(新)

別記第1号様式(第3条関係)

社会教育主事資格認定願

熊本県教育委員会 様

氏名 がな 年 月 日 印

現住所 年 月 日 印

社会教育主事となる資格があることを認定されるよう別紙関係書類を添えてお願いします。  
ます。

別記第2号様式(第33条関係)

職 歴 等 証 明 書

現住所氏名  
生年月日

期	問	所属機関等名	職名又は業務名	職務又は業務内容
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			

上記のとおり勤務したこと又は業務に携わったことを証明します。

年 月 日  
所属機関又は実施機関名

代表者 職 氏名 印

- 注意 1 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。  
 2 職務又は業務内容の欄には、従事した職務又は業務の内容を具体的に記入すること。  
 3 職務は所属機関毎に、業務は事業実施機関毎に1枚の証明書を提出すること。  
 日本工業規格A4

別記第2号様式(第33条関係)

職 歴 等 証 明 書

現住所氏名  
生年月日

期	問	所属機関等名	職名又は業務名	職務又は業務内容
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日			

上記のとおり勤務したこと又は業務に携わったことを証明します。

年 月 日  
所属機関又は実施機関名

代表者 職 氏名 印

- 注意 1 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。  
 2 職務又は業務内容の欄には、従事した職務又は業務の内容を具体的に記入すること。  
 3 職務は所属機関毎に、業務は事業実施機関毎に1枚の証明書を提出すること。

【社会教育主事資格認定規則】

(III)

別記第3号様式(第4条関係)

社会教育主事資格認定証書

現住所  
氏名  
生年月日

上記の者は、社会教育法第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し社会教育主事となる資格があることを認定します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

日本工業規格A4

【社会教育主事資格認定規則】

(新)

別記第3号様式(第4条関係)

社会教育主事資格認定証書

現住所  
氏名  
生年月日

上記の者は、社会教育法第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し社会教育主事となる資格があることを認定します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

【第1条関係】

熊本武道館条例施行規則（昭和46年熊本県教育委員会規則第25号）新旧対照表

別記第1号様式(第2条関係)

熊本武道館使用許可申請書

年 月 日 申込  
日 月 日 許可)

※( )

使用団体名  
住所名  
氏名  
電話番号( ) -

熊本県教育委員会 様

※ 受付番号 第 号

次とおり使用したいので申請します。

使用する施設	柔道場 全半	剣道場 全半	小 道 場 第1 第2	会議室	宿泊室
使用期間	年 月 日 (曜)	年 月 日 (曜)	時 分	時 分	時 分
使用目的及び内容(行事名)					
入場料徴収の有無	有	無	使用予定人員	使用者	観覧者
	人	人	人	人	人
会場責任者	住所氏名 電話番号( ) -				
※ 使用料金額	柔道場 剣道場	小 道 場	会議室	宿泊室	放 送 設 備 超 過 時 間 に 対 する 加 算 金
	円	円	円	円	円
備 考					

(注) ※欄は、記入しないでください。

別記第1号様式(第2条関係)

熊本武道館使用許可申請書

年 月 日 申込  
日 月 日 許可)

※( )

使用団体名  
住所名  
氏名  
電話番号( ) -

熊本県教育委員会 様

※ 受付番号 第 号

次とおり使用したいので申請します。

使用する施設	柔道場 全半	剣道場 全半	小 道 場 第1 第2	会議室	宿泊室
使用期間	年 月 日 (曜)	年 月 日 (曜)	時 分	時 分	時 分
使用目的及び内容(行事名)					
入場料徴収の有無	有	無	使用予定人員	使用者	観覧者
	人	人	人	人	人
会場責任者	住所氏名 電話番号( ) -				
※ 使用料金額	柔道場 剣道場	小 道 場	会議室	宿泊室	放 送 設 備 超 過 時 間 に 対 する 加 算 金
	円	円	円	円	円
備 考					

(注) ※欄は、記入しないでください。



熊本武道館使用許可書 ( 年 月 日申込) ( 年 月 日許可)											
使用団体名 住所名 様 氏名 電話番号( )											
使用する施設		柔道場 全半	剣道場 全半	小 道 場 第1	会議室	宿泊室	許可番号	第	号		
使用期間	年 月 日( 曜)	年 月 日( 曜)	年 月 日( 曜)	時 分	時 分	時 分					
使用目的及び内容(行事名)											
入場料徴収の有無	有	無	使用予定人員	使用者	観覧者	人					
	有	無	人	人	人	人					
会場責任者 住所氏名 電話番号( )											
使用料金額	柔道場	小 道 場	会議室	宿泊室	放送設備	超過時間に刻する加算金	合計				
	円	円	円	円	円	円	円	円			
裏面の条件により、上記のとおり使用を許可します。 熊本県教育委員会 印											

熊本武道館使用許可書 ( 年 月 日申込) ( 年 月 日許可)											
使用団体名 住所名 様 氏名 電話番号( )											
使用する施設		柔道場 全半	剣道場 全半	小 道 場 第1	会議室	宿泊室	許可番号	第	号		
使用期間	年 月 日( 曜)	年 月 日( 曜)	年 月 日( 曜)	時 分	時 分	時 分					
使用目的及び内容(行事名)											
入場料徴収の有無	有	無	使用予定人員	使用者	観覧者	人					
	有	無	人	人	人	人					
会場責任者 住所氏名 電話番号( )											
使用料金額	柔道場	小 道 場	会議室	宿泊室	放送設備	超過時間に刻する加算金	合計				
	円	円	円	円	円	円	円	円			
裏面の条件により、上記のとおり使用を許可します。 熊本県教育委員会 印											

【熊本武道館条例施行規則】

(III)

別記第4号様式(第3条関係)

熊本武道館使用変更許可申請書		年	月	日
熊本県教育委員会 様		使川団体名 住 所 名 氏 氏 名		
年 月 日付け第 号で許可のありました武道館の使用について、 次のおり変更したいので許可されるよう申請します。				
変更の内容	変 更 前	変 更 後		
変更の理由				
備 考				

(注) 武道館使用許可書を添付してください。

日本工業規格A4

【熊本武道館条例施行規則】

(新)

別記第4号様式(第3条関係)

熊本武道館使用変更許可申請書		年	月	日
熊本県教育委員会 様		使川団体名 住 所 名 氏 氏 名		
年 月 日付け第 号で許可のありました武道館の使用について、 次のおり変更したいので許可されるよう申請します。				
変更の内容	変 更 前	変 更 後		
変更の理由				
備 考				

(注) 武道館使用許可書を添付してください。

【熊本武道館条例施行規則】

(H)

別記第5号様式(第5条関係)

熊本武道館使用料還付申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様	使用団体名 住所 氏名	印
次のとおり使用料を還付されるよう申請します。		
使用予定施設	柔道場 剣道場 小 道 場 全 半 全 半 第1 第2 会議室 宿泊室	
使用予定期間	年 月 日( 曜) 時 分から 年 月 日( 曜) 時 分まで	
納付した使用料	円	
使用料を納付した年月日等	年 月 日 領収証番号 号	
請求金額	一金 円	
還付申請の理由		
備 考		

(注) 武道館使用料許可書を添付してください。

日本工業規格A4

【熊本武道館条例施行規則】

(新)

別記第5号様式(第5条関係)

熊本武道館使用料還付申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様	使用団体名 住所 氏名	印
次のとおり使用料を還付されるよう申請します。		
使用予定施設	柔道場 剣道場 小 道 場 全 半 全 半 第1 第2 会議室 宿泊室	
使用予定期間	年 月 日( 曜) 時 分から 年 月 日( 曜) 時 分まで	
納付した使用料	円	
使用料を納付した年月日等	年 月 日 領収証番号 号	
請求金額	一金 円	
還付申請の理由		
備 考		

(注) 武道館使用料許可書を添付してください。

【熊本武道館条例施行規則】

(III)

別記第6号様式(第6条関係)

熊本武道館現状変更申請書		年 月 日 年 月 日 年 月 日	日 申 込 日 許 可
熊本県教育委員会 様		※( )	
使用団体名 住 所 名 氏 名		印	
電話番号( )			
次のとおり武道館の現状を変更したいので許可されるよう申請します。			
使用期間	年 月 日(曜) 年 月 日(曜)	時 分 時 分	第 号
行 事 名			
変 更 内 容			
設 備 名	変 更 明 細 (平 面 図 添 付)		
備 考			

(注) ※欄は、記入しないでください。

日本工業規格A4

【熊本武道館条例施行規則】

(新)

別記第6号様式(第6条関係)

熊本武道館現状変更申請書		年 月 日 年 月 日 年 月 日	日 申 込 日 許 可
熊本県教育委員会 様		※( )	
使用団体名 住 所 名 氏 名		印	
電話番号( )			
次のとおり武道館の現状を変更したいので許可されるよう申請します。			
使用期間	年 月 日(曜) 年 月 日(曜)	時 分 時 分	第 号
行 事 名			
変 更 内 容			
設 備 名	変 更 明 細 (平 面 図 添 付)		
備 考			

(注) ※欄は、記入しないでください。

【熊本武道館条例施行規則】

(旧)

別記第7号様式(第6条関係)

熊本武道館現状変更許可書  
 ( 年 月 日申込) 日許可  
 使用団体名  
 住所名  
 氏名 ( ) 様  
 電話番号( )

使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	年 月 日(曜)	時 分	まで	許可番号・第 号
行 事 名							
変 更 内 容							
設 備 名	変 更 明 細						

次の条件により、上記のとおり現状変更を許可します。  
 1 使用目的以外に武道館を使用しないでください。  
 2 熊本武道館条例、同条例施行規則及びこれに基づく指示に従ってください。  
 3 使用後は直ちに原状に復し、係員の検査を受けてください。  
 熊本県教育委員会 印

日本工業規格A4

【熊本武道館条例施行規則】

(新)

別記第7号様式(第6条関係)

熊本武道館現状変更許可書  
 ( 年 月 日申込) 日許可  
 使用団体名  
 住所名  
 氏名 ( ) 様  
 電話番号( )

使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	年 月 日(曜)	時 分	まで	許可番号・第 号
行 事 名							
変 更 内 容							
設 備 名	変 更 明 細						

次の条件により、上記のとおり現状変更を許可します。  
 1 使用目的以外に武道館を使用しないでください。  
 2 熊本武道館条例、同条例施行規則及びこれに基づく指示に従ってください。  
 3 使用後は直ちに原状に復し、係員の検査を受けてください。  
 熊本県教育委員会 印



【第 1 条関係】

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和 51 年熊本県教育委員会規則第

15 号）新旧対照表

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】  
(11)

別記第2号様式(第5条関係)

誓 約 書

私は、修学奨励資金の貸与を受けましたので、熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例その他の規定を守り、指示の事項に従います。  
なお、貸与を受けた修学奨励資金を返還しなければならない事由が生じたときは、その返還について同条例等の規定に従って履行することを、ここに誓約します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

本人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】  
(新)

別記第2号様式(第5条関係)

誓 約 書

私は、修学奨励資金の貸与を受けましたので、熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例その他の規定を守り、指示の事項に従います。  
なお、貸与を受けた修学奨励資金を返還しなければならない事由が生じたときは、その返還について同条例等の規定に従って履行することを、ここに誓約します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

本人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印



〔熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則〕  
(II)

別記第3号様式(第38条関係)

転、退、休学届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

学校、課程名

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

記

下記のとおり転、退、休学しましたので届けます。

1 転、退、休学期日 年 月 日

2 修学奨励資金受領額 円

年 月から

年 月まで( 月間)

3 事由(転学の場合は、転学先を記入してください。)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長 氏名

印

〔熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則〕  
(新)

別記第3号様式(第38条関係)

転、退、休学届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

記

下記のとおり転、退、休学しましたので届けます。

1 転、退、休学期日 年 月 日

2 修学奨励資金受領額 円

年 月から

年 月まで( 月間)

3 事由(転学の場合は、転学先を記入してください。)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長 氏名

印

日本工業規格A4

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則】  
(II)

別記第4号様式(第8条関係)

貸付生氏名、住所変更届  
連帯保証人

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名

本人 住所

氏名

印

下記のとおり、改姓(転居)しましたから届けます。

記

1 新氏名(新住所)

年 月 日から

2 旧氏名(旧住所)

3 その他(事由)

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則】  
(新)

別記第4号様式(第8条関係)

貸付生氏名、住所変更届  
連帯保証人

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名

本人 住所

氏名

印

下記のとおり、改姓(転居)しましたから届けます。

記

1 新氏名(新住所)

年 月 日から

2 旧氏名(旧住所)

3 その他(事由)

日本工業規格A4

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則】

(II)

別記第5号様式(第8条関係)

修学奨励資金辞退届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名

本人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

印

印

下記事由により、修学奨励資金の貸与を 年 月分から辞退しますので届けます。

記

1 事由

2 修学奨励資金受領額

円

年 月から

年 月まで( 月間)

日本工業規格社

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則】

(新)

別記第5号様式(第8条関係)

修学奨励資金辞退届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名

本人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

印

印

下記事由により、修学奨励資金の貸与を 年 月分から辞退しますので届けます。

記

1 事由

2 修学奨励資金受領額

円

年 月から

年 月まで( 月間)

別記第6号様式(第8条関係)

復 学 届  
年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名  
本 人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

下記のとおり復学しましたので届けます。

記

- 1 復学年月日 年 月 日
- 2 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長 氏名 印

日本工業規格A4

別記第6号様式(第8条関係)

復 学 届  
年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名  
本 人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

下記のとおり復学しましたので届けます。

記

- 1 復学年月日 年 月 日
- 2 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長 氏名 印

別記第7号様式(第8条関係)

連帯保証人の変更届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名	
本人	住所
	氏名
	印
連帯保証人	住所
	氏名
	印
(新) 連帯保証人	住所
	氏名
	印

下記のとおり、変更しますので届けます。

記

- 1 新連帯保証人 氏名、  
生年月日  
住 所  
本人との関係
- 2 旧連帯保証人の氏名
- 3 事由

日本工業規格A4

別記第7号様式(第8条関係)

連帯保証人の変更届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学校、課程名	
本人	住所
	氏名
	印
連帯保証人	住所
	氏名
	印
(新) 連帯保証人	住所
	氏名
	印

下記のとおり、変更しますので届けます。

記

- 1 新連帯保証人 氏名、  
生年月日  
住 所  
本人との関係
- 2 旧連帯保証人の氏名
- 3 事由

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則】  
(中)

別記第8号様式(第9条関係)

死 亡 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

届 出 人 住所  
(連帯保証人) 氏名 印

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則】  
(新)

別記第8号様式(第9条関係)

死 亡 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

届 出 人 住所  
(連帯保証人) 氏名 印

下記のとおり死亡しましたので、死亡診断書を添えて届けます。

記

1 借川者 氏名

(出身) 学校名

2 死亡年月日

3 修学奨励資金受領額 円

4 借用期間 年 月から

年 月まで( 月間)

1 借川者 氏名

(出身) 学校名

2 死亡年月日

3 修学奨励資金受領額 円

4 借用期間 年 月から

年 月まで( 月間)

記

下記のとおり死亡しましたので、死亡診断書を添えて届けます。

日本工業規格M4

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】

(H)

別記第9号様式(第10条関係)

収 入 紙

借 用 証 書

一 金 円也

ただし、熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例に基づく修学奨励資金として借用しました。

借 用 金 月 額	借 用 期 間	借 用 金 総 額
円	年 月から 年 月まで ( 月間)	円

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(出身)学校名

本 人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

日本工業規格A4

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】

(新)

別記第9号様式(第10条関係)

収 入 紙

借 用 証 書

一 金 円也

ただし、熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例に基づく修学奨励資金として借用しました。

借 用 金 月 額	借 用 期 間	借 用 金 総 額
円	年 月から 年 月まで ( 月間)	円

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(出身)学校名

本 人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

〔熊本県高等学校校定時刻及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則〕  
(III)

別記第10号様式(第10条関係)

修学奨励資金返還計画書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(出身) 学校名

本 人 住所

電話 ( )

氏名 印

連帯保証人 住所

電話 ( )

氏名 印

熊本県高等学校校定時刻及び通信制課程修学奨励資金貸与条例により貸与を受けた修学奨励資金は、関係規定により下記計画のとおり返還することを誓約します。

記

- 1 借入金総額 円
- 2 借入期間 年 月から 年 月まで( 月間)
- 3 返還方法 年 月から 年 月まで( 円)  
月賦(1回につき 円)  
半年賦(1回につき 円)

日本工業規格A4

〔熊本県高等学校校定時刻及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則〕  
(新)

別記第10号様式(第10条関係)

修学奨励資金返還計画書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(出身) 学校名

本 人 住所

電話 ( )

氏名 印

連帯保証人 住所

電話 ( )

氏名 印

熊本県高等学校校定時刻及び通信制課程修学奨励資金貸与条例により貸与を受けた修学奨励資金は、関係規定により下記計画のとおり返還することを誓約します。

記

- 1 借入金総額 円
- 2 借入期間 年 月から 年 月まで( 月間)
- 3 返還方法 年 月から 年 月まで( 円)  
月賦(1回につき 円)  
半年賦(1回につき 円)



【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】

(甲)

別記第11号様式(第11条関係)

修学奨励資金返還猶予申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(出身) 学校名

本人 住所

氏名 印

下記事由により、修学奨励資金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

- 1 借入期間 年 月から 年 月まで( 月間)
- 2 借入金額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 事由

日本工業規格A4

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】

(新)

別記第11号様式(第11条関係)

修学奨励資金返還猶予申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(出身) 学校名

本人 住所

氏名 印

下記事由により、修学奨励資金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

- 1 借入期間 年 月から 年 月まで( 月間)
- 2 借入金額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 事由

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】  
(H)

別記第12号様式(第11条関係)

修学奨励資金返還免除申請書

熊本県知事 様

年 月 日

(出身)学校名

本人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

下記のとおり、修学奨励資金の返還の免除を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借用期間 年 月から 年 月まで( 月間)
- 2 借入金総額 円
- 3 返還免除申請額 円
- 4 事由

【熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則】  
(新)

別記第12号様式(第11条関係)

修学奨励資金返還免除申請書

熊本県知事 様

年 月 日

(出身)学校名

本人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

下記のとおり、修学奨励資金の返還の免除を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借用期間 年 月から 年 月まで( 月間)
- 2 借入金総額 円
- 3 返還免除申請額 円
- 4 事由

【第2条関係】

藤崎台県営野球場使用規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第9号）新旧対照表

【藤崎台県営野球場使用規則】

(III)

別記第1号様式(第2条関係)

藤崎台県営野球場使用許可申請書		年 月 日	
熊本県教育委員会 様	住 所		
	使用団体及び 代表者名		
次のとおり、施設等を使用したいので許可されるよう申請します。			
使用目的			
使用責任者名	電話番号	( ) -	
使用人員	人		
使用期間	自 年 月 日 日 時 分から 年 月 日 日 時まで 至 年 月 日 日 時 分から 年 月 日 日 時まで 使用時間	ただし、左の期間のうち	時 まで 時 まで 時 まで
入 場 料	大人1人	円(最高料金)を徴収する。	徴収しない。
使用施設 備 名	1 野球場	時間	6 スコア・ボード 時間
	2 照明全灯	時間	7 選手控室(室) 時間
	3 " 1/2 灯	時間	8 会議室(室) 時間
	4 " 1/4 灯	時間	9 主催者室(室) 時間
	5 放送設備	時間	10 温水シャワー 人
その他の 参考事項			受付者印

日本工業規格A4

【藤崎台県営野球場使用規則】

(新)

別記第1号様式(第2条関係)

藤崎台県営野球場使用許可申請書		年 月 日	
熊本県教育委員会 様	住 所		
	使用団体及び 代表者名		
次のとおり、施設等を使用したいので許可されるよう申請します。			
使用目的			
使用責任者名	電話番号	( ) -	
使用人員	人		
使用期間	自 年 月 日 日 時 分から 年 月 日 日 時まで 至 年 月 日 日 時 分から 年 月 日 日 時まで 使用時間	ただし、左の期間のうち	時 まで 時 まで 時 まで
入 場 料	大人1人	円(最高料金)を徴収する。	徴収しない。
使用施設 備 名	1 野球場	時間	6 スコア・ボード 時間
	2 照明全灯	時間	7 選手控室(室) 時間
	3 " 1/2 灯	時間	8 会議室(室) 時間
	4 " 1/4 灯	時間	9 主催者室(室) 時間
	5 放送設備	時間	10 温水シャワー 人
その他の 参考事項			受付者印

【藤崎台県営野球場使用規則】

(旧)

別記第2号様式(第2条関係)

藤崎台県営野球場使用許可書		第 年 月 日 号				
様		藤本県教育委員会				
年 月 日付にて申請のありました施設等使用については、次のとおり許可します。		様				
使用目的	電話番号 ( ) -					
使用責任者名	人					
使用人員	自 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで					
使用期間	ただし、左の期間のうち 年 月 日 時から 年 月 日 時まで					
使用時間	使用時間 時から 時まで					
入 場 料	大人1人 円(最高料金)を徴収する。 徴収しない。					
使用施設設備名及び使用料	1 野球場	時間	円	6 スコアボード	時間	円
	2 照明全灯	時間	円	7 選手控室(室)	時間	円
	3 " 1/2 灯	時間	円	8 会議室(室)	時間	円
	4 " 1/4 灯	時間	円	9 主催者室(室)	時間	円
	5 放送設備	時間	円	10 温水シャワー	人	円
その他参考事項	追加使用料		円	電力料 110V時 使用電力 料金		円 円 円
条 件	野球場管理関係職員に指示に従ってください。					

日本工業規格J4

【藤崎台県営野球場使用規則】

(新)

別記第2号様式(第2条関係)

藤崎台県営野球場使用許可書		第 年 月 日 号				
様		藤本県教育委員会				
年 月 日付にて申請のありました施設等使用については、次のとおり許可します。		様				
使用目的	電話番号 ( ) -					
使用責任者名	人					
使用人員	自 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで					
使用期間	ただし、左の期間のうち 年 月 日 時から 年 月 日 時まで					
使用時間	使用時間 時から 時まで					
入 場 料	大人1人 円(最高料金)を徴収する。 徴収しない。					
使用施設設備名及び使用料	1 野球場	時間	円	6 スコアボード	時間	円
	2 照明全灯	時間	円	7 選手控室(室)	時間	円
	3 " 1/2 灯	時間	円	8 会議室(室)	時間	円
	4 " 1/4 灯	時間	円	9 主催者室(室)	時間	円
	5 放送設備	時間	円	10 温水シャワー	人	円
その他参考事項	追加使用料		円	電力料 110V時 使用電力 料金		円 円 円
条 件	野球場管理関係職員に指示に従ってください。					

【藤崎台県営野球場使用規則】

(甲)

別記第3号様式(第3条関係)

藤崎台県営野球場使用許可変更申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様	住 所	
	使用団体及び 代 表 者 名	
年 月 日付け第 号で許可のありました施設等使用について、次の とおり変更したいので許可されるよう申請します。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
備 考		
(注) 藤崎台県営野球場使用許可書を添付してください。		

日本工業規格A4

【藤崎台県営野球場使用規則】

(新)

別記第3号様式(第3条関係)

藤崎台県営野球場使用許可変更申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様	住 所	
	使用団体及び 代 表 者 名	
年 月 日付け第 号で許可のありました施設等使用について、次の とおり変更したいので許可されるよう申請します。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
備 考		
(注) 藤崎台県営野球場使用許可書を添付してください。		

【藤崎台県営野球場使用規則】

(旧)

別記第1号様式(第1条関係)

熊本県教育委員会 様		藤崎台県営野球場使用料還付申請書		年 月 日	
住所		住 所		住 所	
使用団体及び代表者名		使用団体及び代表者名		印	
次のとおり使用料の還付を申請します。					
1 野球場	4 スコアボード	7 主催者室			
2 照明	5 選手控室	8 温水シャワー			
3 放送設備	6 会議室				
使用予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日間		時から 時まで	
納付した使用料	円				
使用料を納付した年月日	年 月 日	領収証番号		第 号	
請求金額	円				
還付の理由					
その他の参考事項					
(注) 藤崎台県営野球場使用料許可書を添付してください。					

日本工業規格A4

【藤崎台県営野球場使用規則】

(新)

別記第1号様式(第1条関係)

熊本県教育委員会 様		藤崎台県営野球場使用料還付申請書		年 月 日	
住所		住 所		住 所	
使用団体及び代表者名		使用団体及び代表者名		印	
次のとおり使用料の還付を申請します。					
1 野球場	4 スコアボード	7 主催者室			
2 照明	5 選手控室	8 温水シャワー			
3 放送設備	6 会議室				
使用予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日間		時から 時まで	
納付した使用料	円				
使用料を納付した年月日	年 月 日	領収証番号		第 号	
請求金額	円				
還付の理由					
その他の参考事項					
(注) 藤崎台県営野球場使用料許可書を添付してください。					

【藤崎台県営野球場使用規則】

(11)

別記第5号様式(第5条関係)

熊本県知事 様		藤崎台県営野球場使用料減免申請書		年 月 日
住 所		使用団体及び		印
代表者名		代表者名		印
次の理由により使用料の免除・減額を申請します。				
許可年月日	年 月 日	第 号		
使用予定施設	1 野 球 場	4 スコアボード	7 主 催 者 室	
	2 照 明 灯	5 選 手 控 室	8 温 水 シ ャ ワ ー	
	3 放 送 設 備	6 会 議 室		
使用予定期間	自 年 月 日	日 間	時 間	時 間
至 年 月 日	年 月 日	日 間	時 間	時 間
免除、減額を申請する理由				
※ 使用料	本来なら支払うべき金額	減額を申請する金額	差 引	
	円	円	円	円
その他の事項				
(注) ※欄は、記入しないでください。				

日本工業規格A4

【藤崎台県営野球場使用規則】

(新)

別記第5号様式(第5条関係)

熊本県知事 様		藤崎台県営野球場使用料減免申請書		年 月 日
住 所		使用団体及び		印
代表者名		代表者名		印
次の理由により使用料の免除・減額を申請します。				
許可年月日	年 月 日	第 号		
使用予定施設	1 野 球 場	4 スコアボード	7 主 催 者 室	
	2 照 明 灯	5 選 手 控 室	8 温 水 シ ャ ワ ー	
	3 放 送 設 備	6 会 議 室		
使用予定期間	自 年 月 日	日 間	時 間	時 間
至 年 月 日	年 月 日	日 間	時 間	時 間
免除、減額を申請する理由				
※ 使用料	本来なら支払うべき金額	減額を申請する金額	差 引	
	円	円	円	円
その他の事項				
(注) ※欄は、記入しないでください。				



【第3条関係】

熊本県立美術館の美術品等取扱規則(昭和52年熊本県教育委員会規則第8号)新旧対照表

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(III)

別記第1号様式

取得美術品等引継書										年	月	日
美術品等管理者 様			所 属 名 資金前渡職員 氏			職 氏			名(印)			
次の美術品等を取得したので引継ぎます。												
購入年月日	品 名	単 位	数	単 価	価 格	単 価	価 格	購入先氏名	備 考			
				円	円							
上記の美術品等を受領しました。												
年	月	日										
(資金前渡職員)			美術品等管理者 職 氏			名(印)						

備 考

- 1 この様式は、2通複写とし、うち1通を受領書として使用すること。
- 2 美術品等出納管理簿に登録する取得年月日は、美術品等管理者の受領年月日とすること。

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(新)

別記第1号様式(第7条関係)

取得美術品等引継書										年	月	日
美術品等管理者 様			所 属 名 資金前渡職員 氏			職 氏			名(印)			
次の美術品等を取得したので引継ぎます。												
購入年月日	品 名	単 位	数	単 価	価 格	単 価	価 格	購入先氏名	備 考			
				円	円							
上記の美術品等を受領しました。												
年	月	日										
(資金前渡職員)			美術品等管理者 職 氏			名(印)						

備 考

- 1 この様式は、2通複写とし、うち1通を受領書として使用すること。
- 2 美術品等出納管理簿に登録する取得年月日は、美術品等管理者の受領年月日とすること。

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(II)

別記第2号様式

美術品等出納通知書

出納員 様 年 月 日

美術品等管理者 職 氏 名(印)

次のおおり美術品等の受入れ・払出しの通知をします。

使用目的	分類	品名	規格(品質)	数量	単価 円	金額 円	取得年月日	備考

備考

- 1 この様式中不用の文字は、用途に従いまつ消すこと。
- 2 使用目的欄には、受入れ又は払出しのための目的を記載すること。

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(新)

別記第2号様式(第10系関係)

美術品等出納通知書

出納員 様 年 月 日

美術品等管理者 職 氏 名(印)

次のおおり美術品等の受入れ・払出しの通知をします。

使用目的	分類	品名	規格(品質)	数量	単価 円	金額 円	取得年月日	備考

備考

- 1 この様式中不用の文字は、用途に従いまつ消すこと。
- 2 使用目的欄には、受入れ又は払出しのための目的を記載すること。

別記第3号様式

熊本県教育長		美術品等の寄附による取得申請書		年	月	日
様		美術品等管理者 職 氏		名 印		
次のとおり寄附による取得をしたいので承認されたいよう申請します。						
寄 申 込	住 所					
	氏 名	職 業				
品 名						
数						
価 格	又 は					
評 価	額					
維 持	費 の					
見 込	額					
見 込	額					
諸 君	に つ い					
て	の 意 見					
申請のことについては 承認する。承認しない。						
年 月 日		熊本県教育長 印				
検 収	検 収 者	職	氏 名	年	月	日
						印

備 考

- 1 寄附申込者の寄附申込書を添付し、2部提出すること。
- 2 寄附申込者が法人の場合は、法人の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 諸君の意見については、別紙とすることができる。
- 4 美術品等管理者から検収を命じられた職員は、検収欄に検収年月日及び職氏名を記載し、押印すること。

別記第3号様式(第10条関係)

熊本県教育長		美術品等の寄附による取得申請書		年	月	日
様		美術品等管理者 職 氏		名 印		
次のとおり寄附による取得をしたいので承認されたいよう申請します。						
寄 申 込	住 所					
	氏 名	職 業				
品 名						
数						
価 格	又 は					
評 価	額					
維 持	費 の					
見 込	額					
見 込	額					
諸 君	に つ い					
て	の 意 見					
申請のことについては 承認する。承認しない。						
年 月 日		熊本県教育長 印				
検 収	検 収 者	職	氏 名	年	月	日
						印

備 考

- 1 寄附申込者の寄附申込書を添付し、2部提出すること。
- 2 寄附申込者が法人の場合は、法人の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 諸君の意見については、別紙とすることができる。
- 4 美術品等管理者から検収を命じられた職員は、検収欄に検収年月日及び職氏名を記載し、押印すること。

別記第4号様式

不要美術品等処分調査書		年 月 日
美術品等管理者 職 氏 名		名 氏 名
年 月 日 不用品決定した不用品等については、次のとおり処分した。		
処分美術品等		
入札(見積)年月日	年 月 日	午前 午後 時 分
売却年月日		
売却年月日		
契約者住所・氏名		
契約価格		
代金納入年月日	年 月 日	
美術品等引渡年月日	年 月 日	
備考		

備考 この様式中不用品の文字は、使途に従いまつ消すること。

別記第4号様式(第10条関係)

不要美術品等処分調査書		年 月 日
美術品等管理者 職 氏 名		名 氏 名
年 月 日 不用品決定した不用品等については、次のとおり処分した。		
処分美術品等		
入札(見積)年月日	年 月 日	午前 午後 時 分
売却年月日		
売却年月日		
契約者住所・氏名		
契約価格		
代金納入年月日	年 月 日	
美術品等引渡年月日	年 月 日	
備考		

備考 この様式中不用品の文字は、使途に従いまつ消すること。



【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(III)

別記第62号様式

美術品等不用品決定書										
年	月	日								
氏名	職	氏名								
次のとおり熊本県立美術館の美術品等取扱規則第18条の規定により美術品等の不用品の決定をする。										
分類	品名	取年月日	数量	単価	価格	規格(品質)参考事項	国庫補助の有無及び耐用年数	処分の方	法	
				円	円					
計										
不用品決定の理由										

備考 処分の方法には、売却若しくは焼却棄却の別を記載すること。

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(新)

別記第62号様式(第18条関係)

美術品等不用品決定書										
年	月	日								
氏名	職	氏名								
次のとおり熊本県立美術館の美術品等取扱規則第18条の規定により美術品等の不用品の決定をする。										
分類	品名	取年月日	数量	単価	価格	規格(品質)参考事項	国庫補助の有無及び耐用年数	処分の方	法	
				円	円					
計										
不用品決定の理由										

備考 処分の方法には、売却若しくは焼却棄却の別を記載すること。

別記第7号様式

美術品等不用品決定申請書										年	月	日
熊本県教育長 様			美術品等管理者 職 氏 名 <input type="checkbox"/>									
次により不用品決定したので承認されるよう申請します。												
品名	単位	数量	単価	価格	取得年月日	規格(品質) その他参考事項	備考					
			円	円								
不用品決定の理由												
処分方法												
申請のことについては承認する。 承認しない。												
年 月 日										熊本県教育長 <input type="checkbox"/>		

備考

- 1 処分方法欄には、売却若しくは焼却、棄却等を記載すること。
- 2 この申請書は、写真を添付のうえ2部提出すること。

別記第7号様式(第18条関係)

美術品等不用品決定申請書										年	月	日
熊本県教育長 様			美術品等管理者 職 氏 名 <input type="checkbox"/>									
次により不用品決定したので承認されるよう申請します。												
品名	単位	数量	単価	価格	取得年月日	規格(品質) その他参考事項	備考					
			円	円								
不用品決定の理由												
処分方法												
申請のことについては承認する。 承認しない。												
年 月 日										熊本県教育長 <input type="checkbox"/>		

備考

- 1 処分方法欄には、売却若しくは焼却、棄却等を記載すること。
- 2 この申請書は、写真を添付のうえ2部提出すること。







【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(III)

別記第10号様式(その1)

美術品等台帳  
(表)

品名		数量
番号	品質・形状・寸法	時代・作者
取得方法	寄贈・購入( )	取得 年 月 日
旧所蔵者		

(注) は(略)

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(新)

別記第10号様式(その1)(第20条関係)

美術品等台帳  
(表)

品名		数量
番号	品質・形状・寸法	時代・作者
取得方法	寄贈・購入( )	取得 年 月 日
旧所蔵者		

(注) は(略)

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(II)

別記第10号様式(その2)

(表) 美術品等台帳

番号		品名	数量
番号	品質・形状・寸法	時代・作者	
寄託者 □□□-□□			
住所			
氏名			
電話			
受入期日	年 月 日	預り証番号	第 号
継続	年 月 日	第	号
継続	年 月 日	第	号

(注) は(略)

【熊本県立美術館の美術品等取扱規則】

(新)

別記第10号様式その2(第20条関係)

(表) 美術品等台帳

番号		品名	数量
番号	品質・形状・寸法	時代・作者	
寄託者 □□□-□□			
住所			
氏名			
電話			
受入期日	年 月 日	預り証番号	第 号
継続	年 月 日	第	号
継続	年 月 日	第	号

(注) は(略)

別記第11号様式(第21条関係)

( 年度)														
美術品等出納計算書														
												第 号		
												年 月 日		
												所 属 名		
												出納員職 氏 名		
												印		
区 分	越 高		本 年 度 受 入 高						本 年 度 払 出 高				現 在 高	
			購 入		保 管 転 換		そ の 他		保 管 転 換		そ の 他			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
美 術 品		円		円		円		円		円		円		円
資 料														
計														
備 考														

備考 金額は帳簿価格とする。

日本工業規格A4

別記第11号様式(第21条関係)

( 年度)														
美術品等出納計算書														
												第 号		
												年 月 日		
												所 属 名		
												出納員職 氏 名		
												印		
区 分	越 高		本 年 度 受 入 高						本 年 度 払 出 高				現 在 高	
			購 入		保 管 転 換		そ の 他		保 管 転 換		そ の 他			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
美 術 品		円		円		円		円		円		円		円
資 料														
計														
備 考														

備考 金額は帳簿価格とする。

別記第12号様式

( 年度)														
美術品等現在高明細書														
年 月 日														
熊本県会計管理者														
様														
所 属 名														
出納員 職 氏 名 印														
区 分	越 高		本 年 度 受 入 高						本 年 度 払 出 高				現 在 高	
			購 入		保 管 転 換		そ の 他		保 管 転 換		そ の 他			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
美 術 品		円		円		円		円		円		円		円
小 計														
資 料														
小 計														
合 計														

別記第12号様式(第21条関係)

( 年度)														
美術品等現在高明細書														
年 月 日														
熊本県会計管理者														
様														
所 属 名														
出納員 職 氏 名 印														
区 分	越 高		本 年 度 受 入 高						本 年 度 払 出 高				現 在 高	
			購 入		保 管 転 換		そ の 他		保 管 転 換		そ の 他			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
美 術 品		円		円		円		円		円		円		円
小 計														
資 料														
小 計														
合 計														

【第4条関係】

熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県教育委員会規則第23号）

新旧対照表

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(III)

別記第1号様式(第2条関係)

熊本県教育委員会 様		住所又は居所 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地	郵便番号	年 月 日
請求者		氏名 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名		
		連絡先 法人その他の団体にあっては、担当者の氏名及び連絡先	電話番号( )	
熊本県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。				
行政文書の名称その他行政文書特定するに足る事項				
請求の目的				
求める開示の実施の方法 希望する方法を○で明んでください。	1 閲覧 2 写しの交付 (写しの送付 希望する・希望しない)			
※備考	受付年月日 年 月 日			
<p>(注) 1 請求の目的欄は、請求された行政文書特定する等の参考にするものであり、その記入については、請求される方の任意です。 2 閲覧又は写しの交付には、電磁的記録を川紙に出力したものの閲覧又は交付若しくは複製又は複製物の交付を含みます。 3 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成に要する費用(写しの送付を希望される場合には、当該送付に要する費用を含みます。)を負担していただきます。 4 ※印の欄は、記入しないでください。</p>				

(日本工業規格A4)

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第1号様式(第2条関係)

熊本県教育委員会 様		住所又は居所 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地	郵便番号	年 月 日
請求者		氏名 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名		
		連絡先 法人その他の団体にあっては、担当者の氏名及び連絡先	電話番号( )	
熊本県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。				
行政文書の名称その他行政文書特定するに足る事項				
請求の目的				
求める開示の実施の方法 希望する方法を○で明んでください。	1 閲覧 2 写しの交付 (写しの送付 希望する・希望しない)			
※備考	受付年月日 年 月 日			
<p>(注) 1 請求の目的欄は、請求された行政文書特定する等の参考にするものであり、その記入については、請求される方の任意です。 2 閲覧又は写しの交付には、電磁的記録を川紙に出力したものの閲覧又は交付若しくは複製又は複製物の交付を含みます。 3 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成に要する費用(写しの送付を希望される場合には、当該送付に要する費用を含みます。)を負担していただきます。 4 ※印の欄は、記入しないでください。</p>				



【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】

(11)

別記第2号様式(第3条関係)

行政文書開示決定通知書 熊本県教育委員会指令		第	号
住所		第	号
氏名			
年 月 日	目付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。	年 月 日	
熊本県教育委員会		印	
行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
担当課等	(電話番号 (内線) )		
備考			

(注) 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。  
 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。  
 4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

(日本工業規格A4)

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】

(新)

別記第2号様式(第3条関係)

行政文書開示決定通知書 熊本県教育委員会指令		第	号
住所		第	号
氏名			
年 月 日	目付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。	年 月 日	
熊本県教育委員会		印	
行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
担当課等	(電話番号 (内線) )		
備考			

(注) 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。  
 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。  
 4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

別記第3号様式(第3条関係)

行政文書部分開示決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号 住所氏名		年 月 日		熊本県教育委員会 印	
<p>年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。</p>					
行政文書の名称	日時 場所	年 月 日	午前・午後 時		
開示を実施する日時及び場所					
開示の実施の方法					
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円 円分			
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由					
担当課等	(電話番号 (内線) )				
備考					

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であったも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であったも、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。  
2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
3 行政文書の開示によって得た情報は、熊本県情報公開条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。  
4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

別記第3号様式(第3条関係)

行政文書部分開示決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号 住所氏名		年 月 日		熊本県教育委員会 印	
<p>年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。</p>					
行政文書の名称	日時 場所	年 月 日	午前・午後 時		
開示を実施する日時及び場所					
開示の実施の方法					
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円 円分			
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由					
担当課等	(電話番号 (内線) )				
備考					

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であったも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であったも、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。  
2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
3 行政文書の開示によって得た情報は、熊本県情報公開条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。  
4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(旧)

別記第4号様式(第3条関係)

行政文書不開示決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号 住所 氏名		年 月 日 熊本県教育委員会 印
<p>年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。</p>		
行政文書の名称その他行政文書特定するに足りる事項	1 条例第7条第 号に該当 2 その他 (理由)	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担当課等	(電話番号)	(内線)
備考		

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができ、この決定の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第4号様式(第3条関係)

行政文書不開示決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号 住所 氏名		年 月 日 熊本県教育委員会 印
<p>年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。</p>		
行政文書の名称その他行政文書特定するに足りる事項	1 条例第7条第 号に該当 2 その他 (理由)	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担当課等	(電話番号)	(内線)
備考		

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができ、この決定の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(II)

別記第41号の2様式(第3条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		第 号
住所 氏名		
年 月 日	日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日		
熊本県教育委員会		印
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第10条に該当 (理 山)	
行政文書の存否を明らかにできない理由		
担当課等	(電話番号)	(内線)
備考		

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【日本工業規格A4】

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第41号の2様式(第3条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		第 号
住所 氏名		
年 月 日	日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日		
熊本県教育委員会		印
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第10条に該当 (理 山)	
行政文書の存否を明らかにできない理由		
担当課等	(電話番号)	(内線)
備考		

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則〕  
(11)

別記第4号の3様式(第33条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		第 号
住所 氏名		
年 月 日	日付で請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を保有していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日		
熊本県教育委員会	印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)	
行政文書を保有していない理由		
担当課等	(電話番号 ) (内線)	
備考		

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができず、ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に行なわれ、この決定があったことを知った日（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することになります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則〕  
(新)

別記第4号の3様式(第33条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		第 号
住所 氏名		
年 月 日	日付で請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を保有していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日		
熊本県教育委員会	印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)	
行政文書を保有していない理由		
担当課等	(電話番号 ) (内線)	
備考		

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができず、ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に行なわれ、この決定があったことを知った日（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することになります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(II)

別記第5号様式(第4条関係)

開示決定等期間延長通知書		第 年 月 日
熊本県教育委員会		印
<p>年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。</p>		
行政文書の名称その他行政文書特定するに足る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
熊本県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長後の決定期間		
延長の理由		
担当課等	(電話番号 (内線) )	
備考		

(日本工業規格A4)

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第5号様式(第4条関係)

開示決定等期間延長通知書		第 年 月 日
熊本県教育委員会		印
<p>年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。</p>		
行政文書の名称その他行政文書特定するに足る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
熊本県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長後の決定期間		
延長の理由		
担当課等	(電話番号 (内線) )	
備考		

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(II)

別記第6号様式(第5条関係)

開示決定等期間特例延長通知書		第 年 月 日	号
様		熊本県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。</p>			
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日	
熊本県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日	
開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日		
残りの行政文書について開示決定等をする期限			
熊本県情報公開条例第13条を適用する理由			
担 当 課 等	(電話番号	(内線	)
備 考			

(日本工業規格A4)

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第6号様式(第5条関係)

開示決定等期間特例延長通知書		第 年 月 日	号
様		熊本県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。</p>			
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日	
熊本県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日	
開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日		
残りの行政文書について開示決定等をする期限			
熊本県情報公開条例第13条を適用する理由			
担 当 課 等	(電話番号	(内線	)
備 考			

【熊本県教育委員会が保存する行政文書の開示等に関する規則】  
(III)

別記第7号様式(第16条関係)

事 案 移 送 通 知 書 様		第 年 月 日 号
熊本県教育委員会 印		熊本県教育委員会 印
年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県 情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知しま す。 なお、本件開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関において行います。		
行政文書の名称その他 行政文書特定するに 足りる事項		
移送をした実施機関 (熊本県教育委員会)の 担当課等	(電話番号 (内線) )	
移送を受けた実施機関 (開示決定等をする実施 機関)		
移送を受けた実施機関 の担当課等	(電話番号 (内線) )	
移送した年月日	年 月 日	
移送した理由		
備 考		

(日本工業規格A9)

【熊本県教育委員会が保存する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第7号様式(第6条関係)

事 案 移 送 通 知 書 様		第 年 月 日 号
熊本県教育委員会 印		熊本県教育委員会 印
年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、熊本県 情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知しま す。 なお、本件開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関において行います。		
行政文書の名称その他 行政文書特定するに 足りる事項		
移送をした実施機関 (熊本県教育委員会)の 担当課等	(電話番号 (内線) )	
移送を受けた実施機関 (開示決定等をする実施 機関)		
移送を受けた実施機関 の担当課等	(電話番号 (内線) )	
移送した年月日	年 月 日	
移送した理由		
備 考		



〔熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則〕  
(III)

別記第8号様式(第17条関係)

様	意見書提出機会付与通知書	第 年 月 日	号	印
	熊本県教育委員会			
<p>熊本県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的として、別添のとおり熊本県情報公開条例を制定しています。</p> <p>今回、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政文書について、同条例第5条の規定による開示請求がありました。この行政文書を開示することに関し、年月日まで意見書を提出することができますので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり通知します。</p> <p>なお、提出された意見書は、本件開示決定に係る行政文書を開示するかどうかの決定に当たり参考とさせていただきます。</p>				
開示請求に係る行政文書の表示		年 月 日		
開示請求の年月日		年 月 日		
開示請求に係る行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容				
意見書の提出先(担当者等)		(電話番号 (内線) )		
備考				

(日本工業規格A4)

〔熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則〕  
(新)

別記第8号様式(第7条関係)

様	意見書提出機会付与通知書	第 年 月 日	号	印
	熊本県教育委員会			
<p>熊本県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的として、別添のとおり熊本県情報公開条例を制定しています。</p> <p>今回、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政文書について、同条例第5条の規定による開示請求がありました。この行政文書を開示することに関し、年月日まで意見書を提出することができますので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり通知します。</p> <p>なお、提出された意見書は、本件開示決定に係る行政文書を開示するかどうかの決定に当たり参考とさせていただきます。</p>				
開示請求に係る行政文書の表示		年 月 日		
開示請求の年月日		年 月 日		
開示請求に係る行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容				
意見書の提出先(担当者等)		(電話番号 (内線) )		
備考				

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(11)

別記第9号様式(第7条関係)

意見書提出機会付与通知書		第 年 月 日	号
様		第 年 月 日	日
熊本県教育委員会		印	
<p>熊本県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的として、別添のとおり熊本県情報公開条例を制定しています。</p> <p>今回、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政文書について、同条例第5条の規定による開示請求がありました。この行政文書を開示することに関し、年月日まで意見書を提出することができますので、同条例第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。</p> <p>なお、提出された意見書は、本件開示決定に係る行政文書を開示するかどうかの決定に当たり参考とさせていただきます。</p>			
開示請求に係る行政文書の表示			
開示請求の年月日	年 月 日		
開示請求に係る行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容			
意見書の提出先(担当課等)	(電話番号 (内線) )		
熊本県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由			
備考			

(日本工業規格A9)

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第9号様式(第7条関係)

意見書提出機会付与通知書		第 年 月 日	号
様		第 年 月 日	日
熊本県教育委員会		印	
<p>熊本県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的として、別添のとおり熊本県情報公開条例を制定しています。</p> <p>今回、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政文書について、同条例第5条の規定による開示請求がありました。この行政文書を開示することに関し、年月日まで意見書を提出することができますので、同条例第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。</p> <p>なお、提出された意見書は、本件開示決定に係る行政文書を開示するかどうかの決定に当たり参考とさせていただきます。</p>			
開示請求に係る行政文書の表示			
開示請求の年月日	年 月 日		
開示請求に係る行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容			
意見書の提出先(担当課等)	(電話番号 (内線) )		
熊本県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由			
備考			

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(H1)

別記第10号様式(第7条関係)

行政文書の開示に係る意見書 熊本県教育委員会 様		年 月 日
住所又はは居所 郵便番号 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)		-
氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)		-
連絡先 (法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先)		電話番号( ) -
年 月 日 付 第 号で通知のあつた件について、次のとおり回答します。		
開示についての意見 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。	
開示に反対する場合の反対の理由 (開示することでの生じる支障等)	(1) 反対する部分 (2) 反対する理由	

(日本工業規格A4)

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第10号様式(第7条関係)

行政文書の開示に係る意見書 熊本県教育委員会 様		年 月 日
住所又はは居所 郵便番号 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)		-
氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)		-
連絡先 (法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先)		電話番号( ) -
年 月 日 付 第 号で通知のあつた件について、次のとおり回答します。		
開示についての意見 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。	
開示に反対する場合の反対の理由 (開示することでの生じる支障等)	(1) 反対する部分 (2) 反対する理由	

〔熊本県教育委員会が保存する行政文書の開示等に関する規則〕  
(11)

別記第11号様式(第18条関係)

行政文書の開示決定に係る通知書		第 号 年 月 日	印
様	熊本県教育委員会	年 月 日	熊本県教育委員会
年 月 日	日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書に ついて、次のとおりその【全部】を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例 第15条第3項の規定により通知します。	年 月 日	印
様	なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることがで きます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、こ の決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審 査請求をすることができなくなります。）が、開示を実施する日の前日までに審査請求が ないときは、開示されることとなりますので御承知ください。	年 月 日	印
年 月 日	また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者 となります。）提起することができません。ただし、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査 請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある ときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。	年 月 日	印
年 月 日	開示請求に係る行政文書の名称	年 月 日	熊本県教育委員会指令 第 号
年 月 日	開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示決定をした理由	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示決定の表示	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示を実施する日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示しないこととした部分	年 月 日	年 月 日
担当課等	(電話番号)	年 月 日	(内線)
備考		年 月 日	

〔熊本県教育委員会が保存する行政文書の開示等に関する規則〕  
(新)

別記第11号様式(第18条関係)

行政文書の開示決定に係る通知書		第 号 年 月 日	印
様	熊本県教育委員会	年 月 日	熊本県教育委員会
年 月 日	日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書に ついて、次のとおりその【全部】を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例 第15条第3項の規定により通知します。	年 月 日	印
様	なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることがで きます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、こ の決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審 査請求をすることができなくなります。）が、開示を実施する日の前日までに審査請求が ないときは、開示されることとなりますので御承知ください。	年 月 日	印
年 月 日	また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者 となります。）提起することができません。ただし、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査 請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある ときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。	年 月 日	印
年 月 日	開示請求に係る行政文書の名称	年 月 日	熊本県教育委員会指令 第 号
年 月 日	開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示決定をした理由	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示決定の表示	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示を実施する日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	開示しないこととした部分	年 月 日	年 月 日
担当課等	(電話番号)	年 月 日	(内線)
備考		年 月 日	

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(H1)

別記第12号様式(第11条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書		第 号
様		年 月 日
年 月 日付 第 号の行政文書の開示決定等に対する審査請求に		印
ついて、次のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、熊本県		
情報公開条例第20条の規定により通知します。		
審査請求があった開示決定等に係る行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項		
審査請求の内容		
諮問年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号 (内線) )	
備考		

【日本工業規格A4】

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第12号様式(第11条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書		第 号
様		年 月 日
年 月 日付 第 号の行政文書の開示決定等に対する審査請求に		印
ついて、次のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、熊本県		
情報公開条例第20条の規定により通知します。		
審査請求があった開示決定等に係る行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項		
審査請求の内容		
諮問年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号 (内線) )	
備考		

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(III)

別記第13号様式(第12条関係)

条例第21条第1号に係る行政文書の開示通知書 第 号 年 月 日 様 熊本県教育委員会 印 年 月 日付けで審査請求のありました行政文書について、次のとおり その【全部】を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準 用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。 なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者 となります。)提起することができます。	
開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	(電話番号 ( ) (内線))
備考	

【日本工業規格A4】

【熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則】  
(新)

別記第13号様式(第12条関係)

条例第21条第1号に係る行政文書の開示通知書 第 号 年 月 日 様 熊本県教育委員会 印 年 月 日付けで審査請求のありました行政文書について、次のとおり その【全部】を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準 用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。 なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者 となります。)提起することができます。	
開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	(電話番号 ( ) (内線))
備考	

別記第13号の2様式(第12条関係)

条例第21条第2号に係る行政文書の開示通知書

第 年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書について、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。が、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができ、ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記載されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	(電話番号 ( ) (内線) )
備考	

別記第13号の2様式(第12条関係)

条例第21条第2号に係る行政文書の開示通知書

第 年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書について、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。が、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができ、ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記載されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	(電話番号 ( ) (内線) )
備考	





【第4条関係】

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県教育委員会規則第24号）

新旧対照表

別記第2号様式(第7条関係)

個人情報開示決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		
住所氏名		
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県教育委員会		

  

開示請求に係る個人情報内容	
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的	
開示を実施する日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時
開示の実施の方法	
開示の実施に要する費用の額	円
担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
備考	

(注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。  
 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。  
 3 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示を受ける際は、法定代理人又は本人の委任による代理人に係る2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。  
 4 2及び3の書類は、熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第4条又は第16条に規定する書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第2号様式(第7条関係)

個人情報開示決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		
住所氏名		
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県教育委員会		

  

開示請求に係る個人情報内容	
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的	
開示を実施する日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時
開示の実施の方法	
開示の実施に要する費用の額	円
担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
備考	

(注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。  
 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。  
 3 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示を受ける際は、法定代理人又は本人の委任による代理人に係る2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。  
 4 2及び3の書類は、熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第4条又は第16条に規定する書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第3号様式(第17条関係)

個人情報情報部分開示決定通知書  
熊本県教育委員会指令 第 号  
住所 氏名

年 月 日 付けで請求のありました個人情報開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日 熊本県教育委員会 印

開示請求に係る個人情報内容	
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的	
開示を実施する日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時
開示の実施の方法	
開示の実施に要する費用の額	円
開示しないことと開示した部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	条例第16条第 号該当(理由)
担当課等	(電話番号 ( ) (内線 ))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。

- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示を受ける際は、法定代理人又は本人の委任による代理人に係る2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は、熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第4条又は第16条に規定する書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第3号様式(第7条関係)

個人情報情報部分開示決定通知書  
熊本県教育委員会指令 第 号  
住所 氏名

年 月 日 付けで請求のありました個人情報開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日 熊本県教育委員会 印

開示請求に係る個人情報内容	
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的	
開示を実施する日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時
開示の実施の方法	
開示の実施に要する費用の額	円
開示しないことと開示した部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	条例第16条第 号該当(理由)
担当課等	(電話番号 ( ) (内線 ))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。

- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示を受ける際は、法定代理人又は本人の委任による代理人に係る2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は、熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第4条又は第16条に規定する書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第4号様式(第7条関係)

個人情報不開示決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号 住所 氏名	年 月 日付で請求のありました個人情報不開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不開示しないことと決定したので通知します。
年 月 日 熊本県教育委員会 印	
開示請求に係る個人情報内容	(根拠規定) 条例第 条 該当 (理由)
担当課等	(電話番号 ( ) (内線 ))
備考	教 示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式(第7条関係)

個人情報不開示決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号 住所 氏名	年 月 日付で請求のありました個人情報不開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不開示しないことと決定したので通知します。
年 月 日 熊本県教育委員会 印	
開示請求に係る個人情報内容	(根拠規定) 条例第 条 該当 (理由)
担当課等	(電話番号 ( ) (内線 ))
備考	教 示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書	
第 号	第 号
年 月 日	年 月 日
様	印
	熊本県教育委員会
年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。	年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。
開示請求に係る個人情報内容	開示請求に係る個人情報内容
熊本県個人情報保護条例第19条第4項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間	熊本県個人情報保護条例第19条第4項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間
延長後の決定期間	延長後の決定期間
延長の理由	延長の理由
担当課等	担当課等
備考	備考

自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書	
第 号	第 号
年 月 日	年 月 日
様	印
	熊本県教育委員会
年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。	年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。
開示請求に係る個人情報内容	開示請求に係る個人情報内容
熊本県個人情報保護条例第19条第4項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間	熊本県個人情報保護条例第19条第4項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間
延長後の決定期間	延長後の決定期間
延長の理由	延長の理由
担当課等	担当課等
備考	備考

意見書提出機会付与通知書		第 号 年 月 日	印
様			熊本県教育委員会
<p>熊本県では、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、別添のとおり熊本県個人情報保護条例を制定しています。</p> <p>今回、熊本県個人情報保護条例第14条(第32条の4)の規定による開示請求がありました個人情報について、次のとおりあります(貴団体)に関する情報が含まれています。同条例第19条第6項(第7項)(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により本件個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、参考とさせていただきたく、意見を求めますので、御意見がある場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、年 月 日までに提出をお願いします。</p>			
開示請求に係る個人情報 が記録され た行政文書の表示	開示請求の年月日	年 月 日	
個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容			
意見書の提出先 (担当課等)	(電話番号( ) - (内線 ) )		
備考			

意見書提出機会付与通知書		第 号 年 月 日	印
様			熊本県教育委員会
<p>熊本県では、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、別添のとおり熊本県個人情報保護条例を制定しています。</p> <p>今回、熊本県個人情報保護条例第14条(第32条の4)の規定による開示請求がありました個人情報について、次のとおりあります(貴団体)に関する情報が含まれています。同条例第19条第6項(第7項)(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により本件個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、参考とさせていただきたく、意見を求めますので、御意見がある場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、年 月 日までに提出をお願いします。</p>			
開示請求に係る個人情報 が記録され た行政文書の表示	開示請求の年月日	年 月 日	
個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容			
意見書の提出先 (担当課等)	(電話番号( ) - (内線 ) )		
備考			

別記第7号様式(第7条関係)

個人情報保護の開示に係る意見書		年 月 日
熊本県教育委員会 様		
住所又は居所 郵便番号 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地 氏名 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名 連絡先 法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先 電話番号( ) -		
年 月 日付け	第 号	通知のあつた件について、次のとおり回答します。
個人情報保護の開示についての意見 [該当する方の番号を○で囲んでください。]	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。	
開示に反対する場合の反対の理由 [開示することと生じる支障等]	(1) 反対する部分 (2) 反対する理由	

(日本工業規格A4)

別記第7号様式(第7条関係)

個人情報保護の開示に係る意見書		年 月 日
熊本県教育委員会 様		
住所又は居所 郵便番号 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地 氏名 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名 連絡先 法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先 電話番号( ) -		
年 月 日付け	第 号	通知のあつた件について、次のとおり回答します。
個人情報保護の開示についての意見 [該当する方の番号を○で囲んでください。]	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。	
開示に反対する場合の反対の理由 [開示することと生じる支障等]	(1) 反対する部分 (2) 反対する理由	

個人情報開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました情報について、  
次のおりその〔全部〕を開示することとしたので、熊本県個人情報保護条例  
第19条第8項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。  
なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日  
の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができま  
す(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決  
定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請  
求をすることができなくなります。)が、開示を実施する日の前日までに審査請求がない  
ときは、開示されることとなりますので御承知ください。  
また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の  
翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者と  
なります。)提起することができず、ただし、この決定があったことを知った日の翌日  
から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請  
求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるとき  
を除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る個人 情報が記録されてい る行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) (内線 ) )
備 考	

個人情報開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました情報について、  
次のおりその〔全部〕を開示することとしたので、熊本県個人情報保護条例  
第19条第8項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。  
なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日  
の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができま  
す(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決  
定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請  
求をすることができなくなります。)が、開示を実施する日の前日までに審査請求がない  
ときは、開示されることとなりますので御承知ください。  
また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の  
翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者と  
なります。)提起することができず、ただし、この決定があったことを知った日の翌日  
から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請  
求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるとき  
を除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る個人 情報が記録されてい る行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) (内線 ) )
備 考	



別記第8号の2様式(第7条の2関係)

開示請求事案移送通知書		第 年 月 日
熊本県教育委員会 印		
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。</p>		
移送をした開示請求事案の内容		
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) - (内線 ) )	
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) - (内線 ) )	
移送をした日	年 月 日	
移送をした理由		
備考		
<p>(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするに なります。</p>		

(日本工業規格A4)

別記第8号の2様式(第7条の2関係)

開示請求事案移送通知書		第 年 月 日
熊本県教育委員会 印		
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。</p>		
移送をした開示請求事案の内容		
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) - (内線 ) )	
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) - (内線 ) )	
移送をした日	年 月 日	
移送をした理由		
備考		
<p>(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするに なります。</p>		

別記第9号様式(第11条関係)

熊本県教育委員会 様 請求者住所又は居所 郵便番号 [法人にあっては、主たる事務所の所在地] 氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] 連絡先 [法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号( ) - ( ) 熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。		年 月 日
訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容 訂正請求の趣旨及び理由		
<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。		
本人の区分 [該当するものの番号を○で囲んでください。]	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名 住所 (電話番号( ) - ( ))	
本人に代わって訂正請求をする理由	(注) 1 この様式中不要の文字は、便途に従い抹消してください。 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る個人情報特定できるように具体的に記載してください。 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求めめる箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。	
<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。		
請求者確認欄	1 運転免許証 3 その他( )	2 旅券
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他( )	
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は教育委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備考	受付年月日	年 月 日

別記第9号様式(第11条関係)

熊本県教育委員会 様 請求者住所又は居所 郵便番号 [法人にあっては、主たる事務所の所在地] 氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] 連絡先 [法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号( ) - ( ) 熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。		年 月 日
訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容 訂正請求の趣旨及び理由		
<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。		
本人の区分 [該当するものの番号を○で囲んでください。]	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名 住所 (電話番号( ) - ( ))	
本人に代わって訂正請求をする理由	(注) 1 この様式中不要の文字は、便途に従い抹消してください。 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る個人情報特定できるように具体的に記載してください。 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求めめる箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。	
<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。		
請求者確認欄	1 運転免許証 3 その他( )	2 旅券
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他( )	
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は教育委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備考	受付年月日	年 月 日

個人情報訂正決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		
住所		
氏名		
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次とおり訂正することと決定したので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県教育委員会		
訂正請求に係る個人情報の内容		
訂正の内容		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号 (内線) )	
備考		

個人情報訂正決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		
住所		
氏名		
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次とおり訂正することと決定したので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県教育委員会		
訂正請求に係る個人情報の内容		
訂正の内容		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号 (内線) )	
備考		

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号  
住所 氏名

年 月 日付で請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

訂正請求に係る個人情報内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分	
訂正しないこととした理由	
担当課等	(電話番号( ) (内線 ))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号  
住所 氏名

年 月 日付で請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

訂正請求に係る個人情報内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分	
訂正しないこととした理由	
担当課等	(電話番号( ) (内線 ))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第12号様式(第13条関係)

個人情報不訂正決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		
住所		
氏名		
年 月 日	付付で請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり個人情報訂正を訂正しないことと決定したので通知します。	
年 月 日		
熊本県教育委員会 印		
訂正請求に係る個人情報内容		
個人情報の訂正をしない理由		
担当課等	(電話番号 ( ) — (内線 ) )	
備考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

別記第12号様式(第13条関係)

個人情報不訂正決定通知書		第 号
熊本県教育委員会指令		
住所		
氏名		
年 月 日	付付で請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり個人情報訂正を訂正しないことと決定したので通知します。	
年 月 日		
熊本県教育委員会 印		
訂正請求に係る個人情報内容		
個人情報の訂正をしない理由		
担当課等	(電話番号 ( ) — (内線 ) )	
備考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 熊本県教育委員会 印	
年 月 日付けで請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。	
訂正請求に係る個人情報内容	
熊本県個人情報保護条例第25条第1項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等 (電話番号 (内線 ) )	
備考	

自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 熊本県教育委員会 印	
年 月 日付けで請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。	
訂正請求に係る個人情報内容	
熊本県個人情報保護条例第25条第1項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等 (電話番号 (内線 ) )	
備考	

別記第18号の2様式(第13条の2関係)

訂正請求事案移送通知書		第 年 月 日	印
様			熊本県教育委員会
<p>年 月 日付で請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。</p>			
移送をした訂正請求事案の内容			
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) - (内線( )))		
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) - (内線( )))		
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
備 考			
<p>(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等をするに なります。</p>			

(熊本工業規格A4)

別記第13号の2様式(第13条の2関係)

訂正請求事案移送通知書		第 年 月 日	印
様			熊本県教育委員会
<p>年 月 日付で請求のありました個人情報訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。</p>			
移送をした訂正請求事案の内容			
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) - (内線( )))		
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) - (内線( )))		
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
備 考			
<p>(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等をするに なります。</p>			

【熊本県教育委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規則】  
(11)

別記第13号の3様式(第13条の3関係)

個人情報訂正実施通知書		第 年 月 日
様		印
熊本県教育委員会		熊本県教育委員会
<p>年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。</p>		
提供した個人情報の内容		
訂正の内容		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号( ) - (内線 ) )	
備考		

〔日本工業規格A4〕

【熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則】  
(新)

別記第13号の3様式(第13条の3関係)

個人情報訂正実施通知書		第 年 月 日
様		印
熊本県教育委員会		熊本県教育委員会
<p>年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。</p>		
提供した個人情報の内容		
訂正の内容		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号( ) - (内線 ) )	
備考		



別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書

熊本県教育委員会 様  
 請求者 住所 又は 又は 又は 郵便番号  
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地] 氏名  
 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] 氏名  
 [法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 連絡先  
 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] 氏名  
 [法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 連絡先

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	1 未成年者	2 成年被後見人	3 請求者に委任をした者
利用停止請求の趣旨及び理由	本人の区分 [該当するものの番号を○で囲んでください。]		
	氏名		
	住所	(電話番号( ) - ( ))	
	本人に代わって利用停止請求をする理由		

(注) 1 この様式中不要の文字は、便途に従い抹消してください。  
 2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。  
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。  
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。  
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄> 次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券	
	3 その他( )		
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 委任状	3 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書	2 個人情報部分開示決定通知書	
	3 他の法令等の規定又は教育委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し		
備考	受付年月日	年 月 日	

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書

熊本県教育委員会 様  
 請求者 住所 又は 又は 又は 郵便番号  
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地] 氏名  
 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] 氏名  
 [法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 連絡先  
 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] 氏名  
 [法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 連絡先

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	1 未成年者	2 成年被後見人	3 請求者に委任をした者
利用停止請求の趣旨及び理由	本人の区分 [該当するものの番号を○で囲んでください。]		
	氏名		
	住所	(電話番号( ) - ( ))	
	本人に代わって利用停止請求をする理由		

(注) 1 この様式中不要の文字は、便途に従い抹消してください。  
 2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。  
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。  
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。  
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄> 次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券	
	3 その他( )		
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 委任状	3 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書	2 個人情報部分開示決定通知書	
	3 他の法令等の規定又は教育委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し		
備考	受付年月日	年 月 日	

別記第13号の5様式(第13条の6関係)

個人情報利用停止決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号	
住所 氏名	
年 月 日付で請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の(第2項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。))の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。	
年 月 日	印
熊本県教育委員会	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担当課等	(電話番号( ) — (内線 ) )
備考	

(熊本工業規格A4)

別記第13号の5様式(第13条の6関係)

個人情報利用停止決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号	
住所 氏名	
年 月 日付で請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。))の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。	
年 月 日	印
熊本県教育委員会	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担当課等	(電話番号( ) — (内線 ) )
備考	

個人情報部分利用停止決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号	
年 月 日	住所 氏名
年 月 日 付けで請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。	
利用停止に係る個人情報の内容	年 月 日
利用停止の内容	年 月 日
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ) )
備考	

熊本県教育委員会 印

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

個人情報部分利用停止決定通知書 熊本県教育委員会指令 第 号	
年 月 日	住所 氏名
年 月 日 付けで請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。	
利用停止に係る個人情報の内容	年 月 日
利用停止の内容	年 月 日
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担当課等	(電話番号 ( ) - (内線 ) )
備考	

熊本県教育委員会 印

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

個人情報利用不停止決定通知書 熊本県教育委員会指令		第 号
住所		
氏名		
<p>年 月 日付で請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり個人情報利用停止しないことと決定したので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県教育委員会		
利用停止に係る個人情報の内容		
個人情報利用停止しない理由		
担当課等	(電話番号( ) (内線 ))	
備考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

個人情報利用不停止決定通知書 熊本県教育委員会指令		第 号
住所		
氏名		
<p>年 月 日付で請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり個人情報利用停止しないことと決定したので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県教育委員会		
利用停止に係る個人情報の内容		
個人情報利用停止しない理由		
担当課等	(電話番号( ) (内線 ))	
備考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第13号の8様式(第13条の6関係)

自己情報(自己特定個人情報) 利用停止請求決定期間延長通知書 第 年 月 日 号	
様	熊本県教育委員会 印
年 月 日付けで請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号( ) (内線 ))
備考	

(日本工業規格)

別記第13号の8様式(第13条の6関係)

自己情報(自己特定個人情報) 利用停止請求決定期間延長通知書 第 年 月 日 号	
様	熊本県教育委員会 印
年 月 日付けで請求のありました個人情報利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号( ) (内線 ))
備考	

〔熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則〕  
(甲)

別記第14号様式(第14条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書		第 号
様		年 月 日
熊本県教育委員会 印		
<p>年 月 日付けの審査請求について、次とおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、熊本県個人情報保護条例第27条の規定により通知します。</p>		
審査請求があった 個人情報の内容及 び決定		
審査請求の内容		
諮問年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号 (内線 ))	
備考		

(日本工業規格A4)

〔熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則〕  
(新)

別記第14号様式(第14条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書		第 号
様		年 月 日
熊本県教育委員会 印		
<p>年 月 日付けの審査請求について、次とおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、熊本県個人情報保護条例第27条の規定により通知します。</p>		
審査請求があった 個人情報の内容及 び決定		
審査請求の内容		
諮問年月日	年 月 日	
担当課等	(電話番号 (内線 ))	
備考		

別記第15号様式(第15条関係)

条例第28条第11号に係る個人情報開示通知書 第 年 月 日 熊本県教育委員会 印	
年 月 日付けで審査請求のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。 なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。	様 第 年 月 日 熊本県教育委員会 印
開示請求に係る個人情報 開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容 開示決定をした理由 開示決定の表示 開示を実施する日 開示しないこととした部分 担当課等 備考	開示請求に係る個人情報 開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容 開示決定をした理由 開示決定の表示 開示を実施する日 開示しないこととした部分 担当課等 備考

別記第15号様式(第15条関係)

条例第28条第11号に係る個人情報開示通知書 第 年 月 日 熊本県教育委員会 印	
年 月 日付けで審査請求のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。 なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。	様 第 年 月 日 熊本県教育委員会 印
開示請求に係る個人情報 開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容 開示決定をした理由 開示決定の表示 開示を実施する日 開示しないこととした部分 担当課等 備考	開示請求に係る個人情報 開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容 開示決定をした理由 開示決定の表示 開示を実施する日 開示しないこととした部分 担当課等 備考

条令第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

年 月 日付けで開示に反対する意思表示の表示がありましたので、熊本県個人情報保護法第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。  
 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。)が、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりま  
 すので御承知ください。  
 また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日付けで開示に反対する意思表示の表示がありましたので、熊本県個人情報保護法第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。  
 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。)が、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりま  
 すので御承知ください。  
 また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示 する日	年 月 日 熊本県教育委員会指令 第 号
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) (内線 ) )
備 考	

様  
 熊本県教育委員会 印

条令第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

年 月 日付けで開示に反対する意思表示の表示がありましたので、熊本県個人情報保護法第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。  
 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。)が、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりま  
 すので御承知ください。  
 また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日付けで開示に反対する意思表示の表示がありましたので、熊本県個人情報保護法第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。  
 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。)が、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりま  
 すので御承知ください。  
 また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示 する日	年 月 日 熊本県教育委員会指令 第 号
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) (内線 ) )
備 考	

様  
 熊本県教育委員会 印